

機関番号：12401

研究種目：基盤研究(c)

研究期間：2008 ～2010

課題番号：20530191

研究課題名(和文) 文化領域へのタックス・インセンティブの国際比較—創造性と都市経済へのインパクト

研究課題名(英文) International comparison of tax incentives on arts and culture : The impact on creativity and urban economy

研究代表者 後藤和子 (Goto Kazuko)

埼玉大学・経済学部・教授 研究者番号 (00302505)

研究成果の概要(和文)：文化領域の税制を使った支援やタックス・インセンティブについて、国際比較の視点からヨーロッパと日本の現状を調査し、創造性や都市経済へのインパクトに関して、政策課税の視点から理論化を行った。また、近年、国境を越える寄付税制についても、租税条約による対処を越える方法が模索されているため、他国のNPOへの寄付にも寄付控除を適用するオランダの議論を参考に、理論的根拠を検討し学会発表を行った。

研究成果の概要(英文)：This research project analyzed the trends and the rationale of tax incentives for arts and culture through the international comparison. The tax incentives for arts and culture can be rationalized as the tool of cultural policy and the tool for city development including stimulating creative industries. Besides, this research project examined the rationale of the tax incentives for cross border donation, taking into account the case of the Netherlands in which cross border donation is fully deductible.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：財政学・文化経済学

科研費の分科・細目：応用経済学

キーワード：タックス・インセンティブの国際比較、文化税制、国境を越える寄付税制、政策課税、租税支出、都市発展、クリエイティブ産業、

1. 研究開始当初の背景

2004年～2005年に研究滞在した、オランダ・エラスムス大学で、税法研究者(当時、ライデン大学講師)と知り合い、彼女が、オランダにおける文化領域の租税支出を調べているのを知った。彼女の博士論文

によると、オランダにおいて、1994年より補助金が削減されると反比例するように、税制による文化支援が増加し、2004年にはその金額は逆転したことが明らかになった。補助金から税制による支援への流れは、1980年代以降、ヨーロッパ全体に広がって

いる。オランダから帰国後、クリエイティブ産業と都市経済に関する研究を進める傍ら、文化庁でも、文化領域の税制について国際比較の視点から海外調査をすることになり、文化庁職員とともに、オランダ、イギリス、フランスの調査を行った。

文化領域におけるタックス・インセンティブは、日本においてはほとんど研究されていない領域である。しかし、今後、NPOや文化産業、創造的産業の発展に伴い、これらの領域に対応した政策手段やインセンティブとしての税制研究は不可避の課題になるであろう。

この分野の研究の第一人者であるアメリカのM.シュスターも、1999年の論文のなかで、1980年代以降、文化領域における多様なツールの開拓や変化は、直接支援（補助金）よりもむしろ間接支援の領域でおきているのが世界的流れであることを指摘する。注目すべきは、これらの税制が、文化財の保存や活用、美術館におけるストック（絵画や彫刻等）の増加、アーティストやNPOへの支援など個別課題のみでなく、文化産業や創造的産業の集積を促進し、都市経済を再生するといった極めて今日的で統合的な政策課題と密接な関係を持つことである。

例えば、サンフランシスコでは、ホテル税収入が、美術館を含む芸術文化関係のNPO支援に還元され、実験的試みやイノベーションを促進して文化産業の発展を促進するとともに、支援された芸術NPOにはコミュニティにおける教育プログラムの実施を義務づけ社会的包摂を促進する等、都市の発展を持続的に支える財源として生かされている。また、オランダでは、Aunt Agaa thというスタート・アップ企業への投資に対するタックス・インセンティブや、個人投資家による文化投資ファンド（複数の文

化施設への投資を組み合わせたファンド）への投資のインセンティブも導入されている。

しかし、日本では、かかる税制を用いたインセンティブや支援は殆ど知られていないばかりか研究対象にすらなっていない。また制度そのものも機能していないことが多い。例えば、相続税を支払う代わりに美術品を国立美術館で公開する制度が1998年から実施されたが、現在までに公開された美術品は僅か27作品である。その理由として、現金での納入が優先される日本の相続税そのものの制度的制約があることは、国際比較を通してのみ知りうることである。

しかし、冒頭で述べた通り、従来日本ではこうした研究は全く行われてこなかった。近年、創造的産業やそれを創出する都市政策に関する研究は盛んになってきたが、タックス・インセンティブに着目した研究は皆無である。そのため、創造的産業を含む文化領域へのタックス・インセンティブとその効果、それが都市経済や都市発展に及ぼすインパクトを国際比較の視点から明らかにしたいと考えた。

2. 研究の目的

本研究は、日本では全く未開拓であった文化領域へのタックス・インセンティブ研究に、国際比較の視点から貢献するものである。

インセンティブとしての文化領域への税制に着目し、創造的産業の産業組織との関係性や、都市経済や社会的統合を含む都市政策との関連性を明らかにすることが本研究の特徴であり独創的な点である。

3. 研究の方法

海外研究協力者の協力を得ながら、国際

比較をするとともに、政策課税としての文化税制という新しい切り口で理論的根拠を示す理論研究を行った。

4. 研究成果

2008年度は、1980年代以降の、文化領域における税制の発展傾向に関して、オランダ・イギリス・フランス等でのヒアリングや、文献調査を基に、政策課税としての文化税制の理論的根拠やそのインパクト、望ましいデザイン等に関して、学会発表を行った。

・2008年文化経済学会<日本>大会発表

後藤和子・則本浩佑「政策課税としての文化税制—その理論的根拠と望ましいデザイン」

・第65回日本財政学会大会発表（2008年）

後藤和子「政策課税としての文化税制—その理論的根拠とインパクト」

これらは、日本では、文化税制という概念を使用した初めての学会発表である。文化税制の発展は、80年代以降の公私役割分担の変化に伴い、直接給付に代えて租税支出による社会保障が拡大している大きな流れに位置づけることができるが、新しい都市政策における文化の重要性が増したことや、クリエイティブ産業等の集積を促す等、文化固有の事情もあることが分かった。

また、国際比較研究としては、文化政策のツールとしてのタックス・インセンティブの国際比較研究を、イタリア、日本、ブルガリアを対象として行い、2008年6月にボストンで開催された国際文化経済学会で発表した。

K.Goto, A.Mignosa&L.Petrova, Tax incentives as a tool for cultural policy:

the experience of Japan, Italy and Bulgaria

2009年度は、2008年度に学会発表を行った成果を論文で公表した。

・後藤和子・則本浩佑「政策課税としての文化税制—その理論的根拠と望ましいデザイン」文化経済学会編『文化経済学』第6巻第3号、

・後藤和子「政策課税としての文化税制—その理論的根拠とインパクト」日本財政学会編『財政研究』第5巻

これらは、日本では、文化税制という概念を使用した初めての学会論文である。

また、国際比較研究としては、2009年10月にオランダ・ライデン大学のS.Hemels 准教授（租税法）を招聘し共同研究を行うとともに、租税研究協会や横浜国立大学にて租税法研究者らと研究交流を行った。

2010年度は、近年、国際的にも注目が集まっている国境を越える寄附税制について、EUにおける最新の議論や研究等を基に検討を行った。

日本においては、国境を越える寄附をどのように扱うべきか、租税論による理論的検討が行われてきた。その際の論点は、外国NPO法人の扱いと寄附税制の国際的協調に関する理論的根拠であった。現行の法の下では、外国で活動や寄付募集をしようとするNGOは、その国に子団体等を設立して内国法人の資格を取得するか、二国間租税条約を結び、相互主義の観点から内国法人と同等の扱いを受けるかのいずれかしかないと言われてきた。こうした現状に対して、増井良啓は、外国NPOについても、認定NPOと同じように、認定を条件として寄付控除の対象にしてはどうかと述べている。

しかし、近年、ヨーロッパでは、海外で設立された NPO への寄付に対して、寄付金控除を認める動きが出てきた。それは、二国間条約や多国間条約に基づいて行われているわけではない。例えば、オランダでは、日本も含めて外国で設立された NPO でも、オランダの基準を満たせば NPO として登録でき、登録された外国 NPO への寄付に対して、寄付金控除が認められるようになった。この外国 NPO は、オランダに子団体を設立する必要はない。かかるオランダの事例は、どのように理論化できるのか、世界遺産等の国際公共財への寄附をどのように扱うべきか財政連邦主義やグローバル・タックスの観点から検討した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 15 件)

- ① 後藤和子、農村地域の持続可能な発展とクリエイティブ産業、農村計画学会誌、査読有、第29巻第1号、2010、21-28
- ② K.Goto, Creative industries and copyright in Japan: From the point of view of contract and incentives, Asian economy and social environment, 査読有, Vol3, 2010, 34-45
- ③ 後藤和子、著作権制度における市場と公共基盤—クリエイティブ産業における契約と産業組織に着目して、文化経済学会誌、査読有、第7巻第1号、2010、1-12
- ④ K.Goto, Creative industries and copyright in Japan: from the point of view of contract and incentives (discussion paper), International symposium on cultural festival and creative industries, 査読無、2009、42-56
- ⑤ 後藤和子、クリエイティブ産業と都市政策—文化経済学と国際比較の視点から、地域創造：文化・芸術活動の行政効果—新たな地域戦略、査読無、第3号、2009、4-7
- ⑥ 後藤和子、何故、文化が問題なのか—文化経済学の視点から、文化人類学研究、査読有、第9巻、2009、33-45
- ⑦ 後藤和子、オランダにおけるボックス課税導入の背景とその評価をめぐって、財政と公共政策、査読有、第31巻第1号、2009、122-132
- ⑧ 後藤和子、政策課税としての文化税制—その理論的根拠とインパクト、日本財政学会誌、査読有、第5巻、2009、354-371
- ⑨ 後藤和子・則本浩佑 政策課税としての文化税制—その理論的根拠と望ましいデザイン、文化経済学会誌、査読有、第6巻第3号、2009、25-38
- ⑩ 後藤和子、芸術文化振興の財政システム—経済学から見た芸術、NHK知るを楽しむ・歴史に好奇心、査読無、2009、169-177
- ⑪ 後藤和子、文化力—人、コミュニティ、都市と文化、文化庁月報、査読有、通巻476号、13-17
- ⑫ K.Goto, Creative Industries in Japan、台北教育大学130周年記念セミナー—論文集、査読有、2008、130-139
- ⑬ 後藤和子、政策課税としての文化税制—その理論的根拠とインパクト、財政学会大会予稿集、査読有、2008、245-248
- ⑭ 後藤和子、文化財、アート、文化的景観と都市、都市問題研究、査読有、第

60 卷第 10 号、2008、19-31

- ⑮ 後藤和子・則本浩佑 政策課税としての文化税制—その理論的根拠と望ましいデザイン、文化経済学会大会予稿集、査読無、2008、 22-23

[学会発表] (計 10 件)

- ① 後藤和子、著作権制度における市場と公共基盤—クリエイティブ産業における契約と産業組織に着目して、情報通信学会・情報知財研究会/著作権研究会、2010 年 12 月 16 日、東京大学先端研
- ② 後藤和子、グローバル時代の NPO/寄付税制—国境を越える寄付とグローバル・タックスの視点から、租税理論学会、2010 年 11 月 27 日、大東文化大学
- ③ 後藤和子・奥山雅之、東京都におけるクリエイティブ産業の集積—理論と政策へのインプリケーション、文化経済学会<日本>、2010 年 7 月 4 日、兵庫県立大学
- ④ K.Goto, Cultural entrepreneurship and business: The case of Kyoto, 16th International Conference on Cultural Economics, 2010 年 6 月 11 日, Copenhagen Business school
- ⑤ 後藤和子、地域経済と文化—エコノミックインパクトを超えて、文化経済学会<日本>、2009 年 11 月 14 日、静岡文化芸術大学
- ⑥ K.Goto, Creative industries and copyright in Japan: from the point of view of contract and incentives, International symposium on cultural festival and creative industries, 2009 年 11 月 29 日、台北教育大学
- ⑦ 後藤和子、著作権をめぐる法と経済へのアプローチ—クリエイティブ産業とインセンティブの視点から、文化経済

学会<日本>、2009 年 6 月 14 日、可児市文化センター

- ⑧ 後藤和子、政策課税としての文化税制—その理論的根拠とインパクト、日本財政学会、2008 年 10 月 26 日、京都大学
- ⑨ 後藤和子、政策課税としての文化税制—その理論的根拠とインパクト、日本財政学会、2008 年 10 月 26 日、京都大学
- ⑩ 後藤和子・則本浩佑、政策課税としての文化税制—その理論的根拠と望ましいデザイン、文化経済学会<日本>、2008 年 7 月 5 日、北海道大学
- ⑪ K.Goto, A.Mignosa&L.Petrova, Tax incentives as a tool for cultural policy: the experience of Japan, Italy and Bulgaria, 国際文化経済学会(AC ED)大会, 2008 年 6 月 14 日, Northeastern Univ.(Boston)

[図書] (計 4 件)

- ① A.クラマー著/後藤和子・中谷武雄監訳、経済学は会話である—科学哲学・レトリック・ポストモダン、日本経済評論社、2010、445
- ② 後藤和子ほか、Basic 現代財政学 第 3 版、有斐閣、2009、394
- ③ 後藤和子ほか、グローバル化する文化政策、勁草書房、2009、228
- ④ 後藤和子ほか、まちづくりの百科事典、丸善、2008、662

[産業財産権]

○出願状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：

出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計◇件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

後藤和子 (Goto Kazuko)
埼玉大学・経済学部・教授
研究者番号：00302505

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

S. Hemels

エラスムス大学・法学部・教授

A. Klamer

エラスムス大学・歴史・文化・コミュニケーション学部・文化経済学主任教授